

議 事 録

第 35 回 定 例 総 会

令和5年6月9日

太田市農業委員会第35回定例総会議事録

開会日時 令和5年6月9日(金) 午後2時

閉会日時 令和5年6月9日(金) 午後2時45分

開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二 5 木村 克巳
(17人) 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正 9 佐野 順一
10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明 13 新井 整
14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子 18 清水 由紀江
19 青木 紀美子

欠席委員 1 小林 良孝 17 中島 沙織
(2人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長
(8人) 大澤主任 町田主任 松井主任 大崎主任

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

協議事項 令和6年度農林関係税制改正に関する要望(案)について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第35回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員17名、欠席の委員2名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、12番 齋藤道明委員 と 13番 新井整委員 の二人をお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の町田主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正が1件ございます。議案書5ページになります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番、譲受人の法人の名称になります。「●●●●●●●●●●」と記載がありますが、「●●●●●●●●●●」になります。「●●●●●」を「●●●●●」に訂正願います。
以上になります。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった
ので、処分の決定を求めます。
提出件数は10件です。
事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数10件について、朗読し詳細に説明する。

1番 福沢町の土地 畑 1,042 m² 外1筆 計 1,199 m²、父より農地を譲り受け、農業に精進したい。

2番 新田反町町の土地 田 1,841 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 龍舞町の土地 田 1,644 m²、耕作地の拡大により、経営の安定を図りたい。

4番 鳥山上町の土地 畑 211 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5番 成塚町の土地 畑 1,031 m²、営農を継続しながら太陽光発電を行うことで農地の有効活用を図りたい。

6番 寺井町の土地 田 991 m²、隣接する農地を取得して経営規模を拡大したい。

7番 新田上中町の土地 畑 991 m²、耕作地を利用して、営農を続けながら太陽光発電を行い、新しい農業を展開したい。

8番 新田嘉祢町の土地 畑 2,435 m²、耕作地を利用して、渋柿栽培を続けながら太陽光発電を行いたい。

9番 新田菽町の土地 畑 1,484 m²、耕作地を利用して、営農を続けながら太陽光発電を行い、新しい農業を展開したい。

10番 大原町の土地 畑 1,336 m²、耕作地を利用して、営農を続けながら太陽光発電を行い、新しい農業を展開したい。

なお、1番から4番、6番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、5番、7番から10番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないものと考えます。

以上、ご提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会の結果報告をお願いします。
なお、番号5番及び7番から10番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。
また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意につきましては、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。
それでは、番号1番から2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号2番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せてご報告願います。
- 16番委員 議案第1号の1番について申し上げます。
譲受人、譲渡人は親と子どもの関係でございます。父より農地を譲り受け、農業に精進したい。息子がやりがいを持って農業ができるように、農地を譲り渡したいということでございます。地区協議会でチェックリストに基づき皆さんで話し合った結果、何の問題もないという結論が出ました。現地を確認したところ、農地を譲り受けて農業に精進したいとの息子さんの思いが、そのとおり、農地の管理もしっかりとなされておりまして、農機具もしっかりそろっておりましたので、問題なく許可相当と第1地区協議会では判断をいたしました。皆様のご意見をよろしく願いいたします。以上です。
- 12番委員 続きまして、番号2番を第1地区より報告します。
今回の申請は経営規模拡大のためで、譲受人はかなりの面積の農地耕作をしており、必要な農機具等も保有しており、問題はありません。申請地は第5地区ですので、そちらの報告を第5地区の方によりしくお願いします。
- 7番委員 第5地区です。番号2番について、当地区でも確認の会議をしたんですけれども、現地調査をしたところ、農地のため、何ら問題はないというふうに判断しましたので、承認してはどうだろうかという意見決定いたしました。以上です。

- 議 長 ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番から2番
 委 員 について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
 議 長 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 議 長 番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 議 長 (挙手 全員)
 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から2番を許可とすることに決定
 議 長 いたします。
- 議 長 続いて、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報
 告願います。
- 14番委員 報告させていただきます。
 歳を取ったので隣接地の耕作者へ手放したいという地主さんの意向と
 経営規模を拡大したいという買い主さんの希望が一致しました。買い
 主さんのほうは農機具もそろっていますので、問題ないと地区協議会
 で意見決定しました。再度のご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号3番について報告がありました。が、
 委 員 ご意見、ご質問等ございますか。
 議 長 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 議 長 番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 議 長 (挙手 全員)
 議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま
 議 長 す。
- 議 長 続いて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報
 告願います。
- 2番委員 4番につきまして報告します。
 場所は鳥山上町ですけれども、強戸の関係がありますので、私から説
 明をしたいと思えます。これは譲渡人が規模を縮小したいといひます
 か、譲渡したい。買受人のほうは拡大をしたいということで、双方の意
 見が一致した売買でございます。ちなみに、この土地の隣接者が買受
 人でございまして、農地を拡大するにはごく都合がいいということ

で、双方の売買契約が成立いたしました。第3地区といたしましては、何の問題もないということで許可相当という結論を得ましたので、再度のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第3地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
- 7番委員 番号6番につきまして説明いたします。
譲受人は地域の有力な大型の農家でありまして、農機具等も全部そろっておりまして、何ら問題はないと思いますので、承認してはいかかかと第5地区では判断いたしました。
- 2番委員 それでは、第3地区から報告いたします。
これも先ほど申し上げましたように、隣接の所有者が購入することで、譲渡したい、それから拡大をしたいという意見が一致しました売買でございます。現地調査をしたところ、農地のため、何の支障もないという結論にいたりました。再度のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
- 議長 ただいま、第5地区協議会及び第3地区協議会より、番号6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 茂木町の土地 田 312 m² 外2筆 計 566 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「農業用施設に供するもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農業用物置・倉庫・作業所用地として転用するものです。

2番 龍舞町の土地 畑 204 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 それでは、第2地区協議会ですが、1番について説明いたします。
調査しましたところ、農地法の許可を得ずに農業用倉庫、作業所として使用していたことが判明しました。先代がやったこととはいえ、法違反をしてしまったことについて大変深く反省しております。始末書を入れまして、今後このようなことのないようにしたいと思います。
よろしくお願いたします。

14番委員 続きまして、1番委員の代わりに読み上げます。
本土地を調査したところ、宅地と地続きとなっていたので宅地と思い、平成10年、農地法の手続を取らずに無断で農業用物置と離れを建築しました。自己所有とはいえ、大変な法違反を侵し、大変反省しております。今後このような違反行為をいたしません。何とぞ寛大なるご配慮

をお願い申し上げますということで、始末書がついていますので、認めることに地区で決まりました。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番から2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は、23件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数23件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 314 m² 外2筆 計1,537 m²、農地区分は「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

老人デイサービス施設用地として転用するものです。

2番 富沢町の土地 1,382 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

3番 新道町の土地 345 m² 外1筆 計351.72 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 1,425 m² 外2筆 計4,136 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

5番 矢場町の土地 29 m²、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

6番 矢場町の土地 398 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 茂木町の土地 257 m² 外2筆 計498 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 龍舞町の土地 661 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

9番 原宿町の土地 396 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

10番 只上町の土地 12 m² 外1筆 計167 m²、農地区分 第二種、露天資材置場・露天駐車場用地として転用するものです。

11番 鶴生田町の土地 446 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

12番 成塚町の土地 1,031 の内0.1727 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

13番 大鷲町の土地 281 m² 外2筆 計493 m²、農地区分 第二種、芝生養生用地として転用するものです。

14番 新田上田中町の土地 478 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として転用するものです。

15番 新田上中町の土地 991 の内0.358 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ない

と考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

16番 新田嘉祢町の土地 2,435 の内 0.884 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

17番 新田萩町の土地 1,484 の内 0.39 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

18番 藪塚町の土地 644 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地具体的には、東武桐生線藪塚駅から 300m以内の区域の農地」の理由から第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 山之神町の土地 397 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

20番 大原町の土地 330 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

21番 大原町の土地 396 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 大原町の土地 416 m² 外1筆 計426 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土

地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

23番 大原町の土地 1,366の内0.40㎡、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員

番号1番から4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番と2番を私から報告いたします。

番号1番の申請人は、西本町に事務所を置き、介護事業を営んでおり、高齢化が進み、老人福祉施設の利用が増加していることから、申請地を取得し、老人サービス施設を建築したいとの申請です。

番号2番の申請人は、太田市立南中学校駐車場の手狭解消のため、隣接する申請地を取得し、駐車場として利用したいとの申請です。

現地を確認したところ、1番は●●●●の西側、2番は太田市立南中学校に隣接、1番、2番ともに一部農地に接しているが、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

1番、2番ともに再度審議のほど、よろしく願いいたします。

12番委員

続いて、番号3番、4番を報告します。

番号3番の譲受人は借家に住んでおり、申請地を父より借り受けて自己の住宅を新築したいとの申請です。現地を確認したところ、周辺は住宅地で周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。

続きまして、番号4番の譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を借受けて太陽光発電を行いたいとの申請です。この土地は、農地パトロールで耕作放棄地として登録されている土地で、以前より業者

- 14番委員 よろしくお願いいたします。
8番について報告します。
自動車の販売店を営んでおって、駐車場が不足しているので、隣接地を取得するものです。現地を調査したところ、農地に影響がないので、許可相当と意見決定しました。
再度のご審議をお願いします。
- 4番委員 4番より、9、10の説明をいたします。
9番につきましては、太陽光発電用地で申請がしてありまして、周辺の状況は営農条件に支障はありません。さらに、許可基準から見た判断についても異常なしと。さらに、住民の事業説明については、4月下旬に行っているということで、総合的に判断して許可相当と地区協議会では判断しましたので、よろしくお願いいたいと思います。
さらに、10番ですけれども、10番の転用目的につきましては、露天資材置場、さらに露天駐車場用地として申請が出ております。周辺への営農条件には支障はありませんけれども、許可基準から見た判断につきまして、外壁の厚さが、盛土してありましてちょっと不安が残るといふような判断をしたんですけれども、申請書に支障が生じた場合には速やかに修繕を行うということを記していただければ、許可相当として判断するというので事務局に確認しましたら、一応それを入れていただくということでありましたので、地区協議会では許可相当と判断しました。
以上、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号5番から10番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号5番から10番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号11番から13番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号12番につきましては、議案第1号番号5番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

9番委員 それでは、11番につきまして報告いたします。
譲受人は、土木・建築請負業を営んでおり、業務拡大のため、申請地を取得し、資材置場として利用したいということでもあります。現地を確認してきましたが、周囲は宅地及び道路に囲まれておりまして、農地とは一切接触しておりませんので、何ら問題はないと思います。以上です。

2番委員 続きまして、12番について私のほうから説明いたします。これは営農型の太陽光設備でございます、この方は以前からこの土地についてミョウガの栽培をしております、今回、3回目の更新かと思われま
す。今までの過去の実績からいっても何の問題もないというような結論に至りました。

なお、関連をする議案第1号の5番の区分地上権の設定につきましては、この12番の営農型の太陽光発電設備が許可されたことに伴います設定でございますので、併せて許可相当と意見決定いたしましたので、再度のご審議をお願いいたします。

それから、13番につきましてですが、譲受人は●●●●●●の経営者でございますので、ゴルフ場の芝養生地として上り口の傾斜地の辺りでございますが、ここを購入して芝の栽培に利用する。他の農地に対しては何の問題もありませんので、第3地区といたしましては許可相当と意見決定いたしました。

あわせて、再度のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号11番から13番及び議案第1号番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号11番から13番及び議案第1号番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号11番から13番及び議案第1号番号5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号14番から17番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号15番から17番につきましては、議案第1号番号7番から9番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

- 5番委員 番号14番から17番について報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。また、第15番から17番に関連する営農型太陽光設備に伴う区分地上権設定の議案第1号番号7番から9番についても許可相当と意見決定しました。
再度のご審議ほど、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号14番から17番及び議案第1号番号7番9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号14番から17番及び議案第1号番号7番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号14番から17番及び議案第1号番号7番から9番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号18番から23番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号23番につきましては、議案第1号番号10番の農地法第3条の区分地上権について併せてご報告願います。
- 11番委員 それでは、18番と19番について報告いたします。
18番と19番は、ともに父より申請地を借受け、自己の住宅を新築するものです。現地を確認したところ、18番と19番ともに周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 13番委員 続きまして、20番、21番、22番を報告させていただきます。
20番については、申請地を購入し、自己住宅を建築するものです。21番、22番については、その中で21番については父より、22番については祖父よりということで、使用貸借というふうな形で自己住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題

- はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 18 番 委 員 番号 23 番について報告いたします。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
営農型太陽光発電施設用地としての一時転用で1回目の更新の申請です。北の畑の部分では、前はブルーベリーを栽培していましたが、既にブルーベリーは抜いて農業収益のよいサツマイモに変更するとの申請となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、今後も適正な営農の継続が見込まれることから、許可相当と意見決定いたしました。また、議案第1号10番の地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定のため、こちらの申請も併せて許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号18番から23番及び議案第1号番号10番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 私から質問していいですか。ちょっと教えてほしいんですけども、営農型の場合は品目に着目して許可とか、許可しないとかがいうんですかね。例えば今回、ブルーベリーからサツマイモに変わりましたが、ブルーベリーで1回許可して、それを変更する場合というのは、単に変更手続きだけでいいんですか。更新が1回になるんですか。数え方との関係なんですけれども。
- 事 務 局 営農型太陽光で下部農地での作物が変更になった場合には、作付の作物の変更ということで届出をしていただければ、それはそのまま作付が変わります。太陽光の支柱部分の転用というところでの更新は3年に1度なり、10年に1度なりというものが必要になります。それとはまた別になってきております。
- 議 長 ありがとうございます。ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号18番から23番及び議案第1号番号10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号18番から23番及び議案第1号番号10番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見徴取した5月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、10件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、22件提出されております。
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、11件提出されております。
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、9件提出されております。
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 員 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
議 員 なし。
議 長 すみません、また私からで、相続の関係で教えてほしいんですけども、相続で結構田畑が相続されていますけれども、相続をされた方、届出者は農業をされておられる方ですか。

事 務 局 お答えいたします。相続で当然受けておりますので、農業されている方に限らず、相続された方になります。

議 長 相続によってもし農業をされていない方がおられると、また、その土地がごたごたしちゃうなと思って、そういうのがちょっと気になったものですから質問いたしました。

ご質問もないようですので、続いて、協議事項、令和6年度農林関係税制改正に関する要望(案)について、別紙のとおり取りまとめましたので、決定を求めます。

事務局より提案をお願いします。

事務局

令和6年度農林関係税制改正に関する要望(案)について、ご説明させていただきます。

5月8日の地区協議会において要望書の取りまとめをお願いいたしました。令和6年度農林関係税制改正に関する要望につきまして、6月の地区協議会でご協議していただいたところ、1点だけ変更をさせていただければと思います。こちらの用紙は、皆さん、お持ちになっいらっしゃいますか。こちらの用紙の真ん中、要望理由・背景等の内容についてなんですけれども、1行目の後ろ「認定農業者や農業後継者等は」というところ、ここを「農業者」ということで変更させていただければと思います。よろしくをお願いします。

変更した文面を再度読み上げさせていただきます。

「農産物は、米をはじめとして安値安定で推移している。農業者は、少しでも生活の糧として利益を上げようと努力している。農業者にとっては、市街化区域農地でも一般農地同様に農作物を生産する手段にすぎない。このことにより市街化区域内農地の減税を実施していただきたい」ということとなります。

内容については、あとはこちらに記載のとおりとなります。

議長

ただいま事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。事務局提案のとおり、令和6年度農林関係税制改正に関する要望(案)について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、令和6年度農林関係税制改正に関する要望について原案のとおり決定し、群馬県農業会議に提出いたします。以上で第35回定例総会を終了いたします。

閉会 令和5年6月9日(金) 午後2時45分